

介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A (vol.5)

質 問		回 答
項 目	質 問 内 容	
1	サービス利用の振り替えについて	<p>週単位での計画としているものについては、同週内での振替が原則ですが、やむを得ない場合は前回のサービス提供日から次のサービス提供日までの間での振替としてください。なお、振替により連日でのサービス提供となる場合はニーズの確認が必要です。</p>
2	保険適用外サービス利用について	<p>アセスメント等によりサービスの必要性を認めた場合は、保険適用でのサービス提供としてください。それ以外は自費扱いが可能であり、事業所の定員に配慮し、事業所との調整になりますが、いずれにしてもケアプラン(支援経過を含む)に記載し介護保険適用分と自費での位置づけを明確にしておいてください。</p>
3	初回加算の取り扱い	<p>要支援から事業対象者になった場合、初回加算は算定できるか</p> <p>算定できません。 Q&A(vol.2-2)事業対象者→要支援を参照。</p>
4	複数の通所系サービスを利用している場合	<p>通所サービスを2か所利用している場合の請求の仕方について、加算の取り扱いを含めて明示して欲しい</p> <p>・月額包括報酬に達していない場合:各事業所ごとに回数分を請求してください。 ・月額包括報酬に達している場合:どちらかがまとめて請求し、事業所間で按分してください。なお、加算については、請求する事業所が請求可能な項目しか算定できませんのでご注意ください。</p>
5	夫婦で訪問サービスを利用している場合	<p>夫婦で訪問サービスを利用している場合。妻は「要支援1」で総合事業の訪問サービスを利用、夫は「要介護1」で小規模多機能型居宅介護を利用。この場合でも訪問サービスは隔週1回ずつ、入れるということか</p> <p>訪問サービスは回数ありきではありません。利用者の身体状況や生活状況、家族へのサービス提供状況などを含めたアセスメントを行い、ニーズを確認した上でサービス提供の頻度や内容を調整してください。</p>
6	日割り計算の考え方	<p>日割り計算について。災害やコロナ感染症などで、事業所が閉鎖した場合、包括回数に達していても、日割りになるのか</p> <p>お見込みのとおり。 新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)(介護保険最新情報Vol.773)問4及び(第4報)(介護保険最新情報Vol.779)問4 参照 ※第4報問4では「市町村の判断で日割りできる」規定ですが、第3報問4で予防通リハが「日割り」となっているため、総合事業も合わせておく考えです。</p>
7	途中で認定が変わった場合の給付管理	<p>利用者が、途中で入院し、入院中に区分変更申請を行い、要介護の認定結果が出た場合。その月は、入院前利用した総合事業のみであった場合、月末の届け出は居宅であるが、給付は包括が行うのでよいか。その時の給付管理の手続きについて明示して欲しい</p> <p>区変月の給付管理を包括で行う場合、速やかに介護給付担当にご相談ください。</p>
8	訪問系サービスの位置づけについて	<p>「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」に示されている保険給付の対象となるサービス内容のうち、「(事業所が設定していると思われる)1回あたりのサービス提供時間の上限×介護報酬算定可能上限回数」でも賄えない場合の取り扱いについて、どのようにプランに位置付ければ良いか?(介護保険最新情報Vol.637「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について(老計第10号)」の一部改正について)</p> <p>保険者として当該状況は想定していません。事業所と協議・調整をお願いします。</p>
9	5週目がある場合のサービス提供	<p>介護予防型訪問サービスにおいて、第1週から第4週まで一律時間のサービスを提供し第5週は一律にサービス提供しないといった事業所が散見されているが、松山市における考え方は如何。(介護予防サービスの実施上の留意事項について(平成18年10月18日第2回地域包括支援センター・介護予防に関する意見交換会資料2))</p> <p>週単位のサービスは曜日等で提供頻度が設定されていると考えられるため、第5週は一律にサービス提供しないという取扱いは適切ではありません。</p>